

令和4年12月21日

沖縄県

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫措置の完了について

金武町内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫措置が令和4年12月21日（水）午前12時に完了しましたのでお知らせします。

1 養鶏場の概要

所在地：金武町

飼養状況：採卵鶏 45,000羽規模

2 防疫措置の完了日時

令和4年12月21日（水）午前12時

※ 防疫措置の完了とは、農林水産省の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、と殺、死体の処理、汚染物品（鶏卵、飼料、糞等）の処理、家きん舎等の消毒（1回目）がすべて完了したことを言います。

3 今後の予定

（1）搬出制限区域の解除

1月1日（日）午前0時をもって搬出制限区域を解除
（発生農場の防疫措置完了後10日）

（2）移動制限区域の解除

1月12日（木）午前0時をもって移動制限区域を解除
（発生農場の防疫措置完了後21日）

（3）消毒ポイント（4ヶ所）の廃止

- ・搬出制限区域解除後、消毒ポイント3ヶ所を廃止
- ・移動制限区域解除後、残りの消毒ポイント1ヶ所を廃止

4 その他

- （1）日本の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。
- （2）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

沖縄県農林水産部畜産課防疫対策班

担当：島袋、池宮城

電話：098-866-2269